

仙高裁総第001243号

(庶ろー03)

平成24年12月18日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

仙台高等裁判所長官 一 宮 なほみ

調停運営協議会の協議結果について

(7月20付け民二第005915号に対する報告)

標記の協議結果の要旨は別添のとおりです。

調停運営協議会協議結果要旨

日 時 平成24年9月14日（金）午後1時20分

場 所 仙台高等裁判所第1会議室（8階）

仙台高等裁判所

第1問（民事）

次の事例の調停事件における(1)AとBとの間の契約内容、(2)BとCとの間の契約内容及びその契約関係から発生する権利義務、(3)契約当事者双方の責に帰することができない事由により発生した損害に関する権利義務関係を踏まえた進行の在り方について御意見を伺いたい。

（事例）

申立人である請負人Aは、相手方である発注者B（地方公共団体）との間で、特殊な建設機械Xを使用する建設工事請負契約を代金800万円で締結した。特約として、Xを工事現場まで搬送し、工事終了後返送する費用は、Bが負担することとした。

Bは運送会社CにXの搬送を委託し、CはAの敷地内に保管されていたXを建設工事現場に搬送したが、搬送中に東日本大震災による津波の被害を受けて、Xは破損した。その修理費用は1200万円である。

Aは建設工事にXと同種の別の機械を手配して建設工事は契約どおりに完成し、Bからの工事代金の支払いも終了した。

AはBに対しXの修理代金を請求したが、Bは、Cが加入している損害保険は天災・不可抗力においては保険金の支払が免責されており、Aへの修理代金は支払う責任がないと主張し、Aは、Bが委託したCが搬送している段階で破損した以上、Bが修理代金を支払うべきと主張している。

（青森地方裁判所）

（実情及び意見）

本事案のように、事実関係が複雑で法律問題が複雑に絡む事例の場合には、事前評議、中間評議を活用し、調停委員会の共通認識を図ることの大切さ、双方の事情聴取、必要な書証の提出などにより、正確な事実関係の把握や争点整理の必要性、的確な解決案の提示を行うための手法などについて、各庁から実情や意見が述べられた。

(裁判官意見)

1 簡易裁判所

建設機械の修理代金の問題とともに、別の機械を手配した費用負担の問題を含めた総合的な解決を図るのが相当な事案であると考ええる。調停の運営としては、双方の主張を整理し、事実関係を確認していくことが先決である。そのためには、当事者双方に、契約書などの客観的な資料の提出を促し、それを基に当事者の説明を聴取することが必要である。具体的には、当初の契約内容、契約に至る経緯、震災後にAが別の機械を手配することになった経緯、当初、BがXを搬送して、その費用を負担することになった経緯、不可抗力による事故があった場合にどのような危険負担をする約束になっていたか、別の機械を手配した際にBとの協議が行われたのか、行われたとすればどのような内容であったのかといった点が重要なポイントになると考えられる。難解な法的考察も踏まえた主張整理、資料の収集、それに基づく事実認定が必要になるため、事前評議、中間評議を十分に行うほかに、調停主任自ら調停の席に臨むといった調停主任の積極的な関わりが不可欠な事案である。そのほか、中央建設業審議会が作成している公共工事標準請負契約約款の存在などにも十分留意する必要がある。不慮の災害が介在している事案の場合、当事者間の実質的な公平という点にも十分な配慮が必要である。また、稀な事例であることから、当事者は、第三者による判断、解決案の提示を求める気持ちが強いとも考えられるから、調停委員会からのタイミングを捉えた調停案の提示、場合によっては、17条決定の活用による解決を積極的に検討すべき事案であると考えられる。

2 地方裁判所

調停の段階において、裁判官との評議を充実させ、証拠の検討などによる事実認定や法解釈の見通しを付けた調停をすることにより、実質的な争点整理がされていると仮に調停成立に至らなかった場合においても、訴訟になってから、主張や証拠の提出が迅速になり、訴訟の審理を充実促進させる効果をもたらす

ので、引き続き、ご尽力をお願いしたい。

第2問（民事）

交通事故（人身事故）において、被害者から想定を超える損害賠償金を請求されていると主張して、又は症状固定に至ったと思われるのにもかかわらず通院治療をしていると主張して、加害者が弁護士を代理人として損害賠償額確定調停を申し立てる事例が見受けられる。このような事例では、相手方（被害者）は、申立人（加害者）が保険会社に任せきりで見舞いにも来ないなど誠意が見られないと主張し感情的になっていることが多い。また、被害者意識が強く、権利のみを主張し、過大と思われる請求額を主張する場合も見られる。そのため、相手方に対し、申立人の主張（意向）を伝え、また、損害賠償額の算定などの内容を理解してもらうためには、多くの時間と労力を費やさざるを得ない。

このようなケースにおいて、円滑な調停運営を図るためにどのような対応をしているか、各庁の実情と御意見を伺いたい（当事者の納得を得るための調停委員会による調整活動、必要に応じ調停に代わる決定も見据えた解決案の積極的な提示等）。

（福島地方裁判所）

（実情及び意見）

- 1 調停委員として、被害者の不平・不満を払拭するためにも主張に耳を傾け、親切・丁寧に聞き、当事者の同席による謝罪の場を設けたり、関係法令などの解釈、過去の事例などの専門的な知識を説明するなど、調停委員が積極的に調停活動を行うことが必要である。容易に合意形成が得られない場合には、参考文献や提出資料を参考に、調停委員会として、積極的に調停案を提示して、合意形成を図るように努めることが肝要である。さらに、調停に代わる決定による解決について説明し、これに理解を求めることも必要である。
- 2 被害当事者に対して、交通事故による損害は、事故と損害との間に相当因果関係が認められる場合のみ認められるものであることを丁寧に説明し、理解を

求めていくことや、被害当事者が自己の主張する損害やその額に固執する場合
には、主張の裏付けとなる客観的な資料を提出させて検討し、積み重ねられた
事例や経験則から、相当因果関係があるとして認められる範囲について説明す
ることが必要である。症状固定等については、医師の見解が大切であることを
丁寧に説明し、自分の主張が正しいかどうか分からないまま感情の赴くままに
主張している場合は、市町村で行っている無料法律相談や、紛争解決センター
などの第三者的な機関を紹介して、自分の主張が正しいか主張整理をさせるこ
とも必要である。刑事処分の有無と処分内容や、実況見分調書などを取り寄せ
て事故の態様を把握する必要もある。事情聴取や説明等の際には、被害当事者
に無理な譲歩を求めていると誤解されることのないよう留意して進めることも
肝要である。特に、相手や保険会社の対応が悪いという感情論がかなり強く占
められている点については、加害者側に、現在の被害者に対する思いなどを十
分に聞いて相手方に知らせ、少しでも感情的な部分が静まるような調停の進め
方をするのも大切だと判断している。

(裁判官意見)

1 簡易裁判所

自分の主張に固執し、相手方当事者の主張に耳を貸そうとしないような場合
は、感情的になっている当事者自身に、それが決して得策ではないということ
を気づかせることが、話合いのスタートになると思われる。その方策としては、
申立人側の了解を得て、被害者である相手方だけの事情聴取期日を設定し、事
件解決に関係があるかないかを問わず、徹底して意向を聞く機会を設けること
が考えられる。話をしているうちに、事件解決とは関係のない部分で感情的に
なっていることに気づいたり、言うことが尽きれば、調停委員の話を聞く姿勢
が出てくるのが期待できるし、性急な説得をして、調停委員会が申立人に味
方をしているというような誤った受け止め方をされる心配もなくなる。すぐに
理解を得るのが難しいときには、当該期日での説得を急がず、調停委員会から、

当該事件のポイントとなる客観的な一、二点に絞って、自分の主張を次回までに検討するように当事者に宿題を出して期日を続行することが考えられる。当事者間の直接交渉と違い、調停委員会から出された具体的な宿題を検討することによって、時間の経過と共に冷静さを取り戻すことが期待でき、具体的な事実の主張を検討することで、自らの請求を、具体的、客観的なものとして意識するようになる。具体的な期日進行の工夫としては、話し合いが円滑に進行できるようにするまで、申立人側の保険会社の担当者の同席を許可しないなどの方法も考えられる。

話し合いや合意に前向きになれない原因としては、①調停で解決することが自分にとってもメリットがあることに気付かないこと、②調停を申し立てられたこと自体に反発していること、③自分としての考えがまとまっていない状況であることなどが考えられる。このような場合には、従前から、調停制度、調停で解決するメリットなどを十分に説明し、理解を得て、事件を解決に導いている。また、損害額算定のための客観的な資料を提出してもらうことが解決に向かって大きく近づくことになるため、申立人代理人弁護士に対して弁護士法に基づく照会の制度の活用を促して、積極的に証拠を出してもらうことや、調停委員会による事実の調査として、医療機関に対して治療期間や診療報酬に関する資料の送付を求めることも一つの方法として考えられる。

どうしても話に乗ってくれない場合は、基本的に当事者の話し合いによる合意を本質とする調停制度の限界であるとして、潔く調停を終了させることもやむを得ないときもあるが、調停委員会として、冷静に考えれば受け入れてもらえると考えている解決の案を持っているケースでは、17条決定を活用して解決を探ることも一つの方法であり、これが、本来的な意味での17条決定の制度趣旨であると考えている。

2 地方裁判所

訴訟においても、各種保険の特約などにより、当事者が弁護士費用を負担せ

ずに、弁護士の助けを得ながら、訴訟の提起及び遂行をすることができ、その訴訟が長期化しても、自分にとってマイナスとなる費用負担が発生しないことから、自分の主張を最後まで押し通すという事件が増えている。そういう事件では無駄に説得することなく、早く判決するほかないと考えている。もっとも、和解で高額な和解金額の支払に固執したり、相手の不誠実な姿勢などを強く非難する当事者でも、口には出さないけれども、経費等を引いて、自分が最終的に取得できる金額を気にしている当事者も多いので、その辺を見極めて、終始一貫して、判決になった場合の見通しや、早期解決のメリット等をぶれない姿勢で十分に説明するようにしていくことも必要である。

第3問（家事）

家事調停事件における子どもの意思の把握の在り方について、家事事件手続法の施行を踏まえ、各庁の実情や取組について伺いたい。

（福島家庭裁判所）

（実情及び意見）

- 1 調停委員会が当事者から子の状況を聴取することはあるが、調停委員会が子から直接その意思などを聴取することはない。当事者から事情聴取をした結果、子の年齢、紛争の内容や程度、緊急性の有無などを検討し、家裁調査官による子の意思の把握が必要と考えられる事件については、裁判官と評議のうえ、家裁調査官による調査により子の意思を把握している。なお、調査報告書は、特段の事情がない限り、当事者に開示している。
- 2 現在、申立書写しの相手方への送付及び相手方からの回答書の提出が試行されており、早期に紛争の内容を把握できる事件が増えているが、家事事件手続法施行後は、「子についての事情説明書」が提出されると聞いており、これまでより早い段階で、子の意思の把握について裁判官と評議することが期待できる。

なお、ある庁からは、早期に子の意思の把握の時期、方法を評議するために、

当事者から子の状況を聴取する際にチェックシートを使用し、必要十分な聴取を行うとともに、評議等の資料にすることを予定しているとの取組が紹介された。

- 3 意思を把握すべき子の一定の年齢について、ある庁からは、物事の判断能力がある程度備わり、自己の意思表示が可能となる10歳くらいからを対象と考えるが、10歳未満であっても、言語以外の情報を含めて子の心情を把握し、その結果を活用して、子の立場に配慮した調停運営を行うことが重要であるとの意見が述べられた。一方、他の庁からは、特定の年齢での線引きは困難であるとの意見が述べられた。

(裁判官意見)

- 1 家事事件手続法258条1項、6.5条により、子の年齢にかかわらず、調停委員会が、主体的に子の意思を把握し、調停手続において適切に考慮することが求められている。「子の意思」とは、言語として表現されたもののみではなく、子の認識、意向という意味である。

なお、家事事件手続法施行後は、申立人から「子についての事情説明書」が提出されることとなり、これまで以上に、第1回調停期日前に、調停委員会が子の状況を把握しやすくなる。

- 2 子の意思の把握の方法については、法律に定めはなく、調停委員会の裁量に委ねられている。

子について争いがない事案においては、当事者から適切に子の状況を聴取し、それが合理的であれば、子の意思を把握し、考慮したと言えると考えられる。

一方、子について争いがある事案においては、調停委員会が子から直接その意思を聴取したり、子に書面照会することも考えられるが、行動科学の知見を持つ専門家である家裁調査官による調査が適切と考えられる。

- 3 家事事件手続法では、手続の透明性の確保が求められており、家裁調査官による調査においても同様である。そのため、調査の目的、方法を、両当事者、

調停委員会、家裁調査官が共有した上で、調査に着手する必要がある。

また、同じ理由から、調査結果は原則として開示することになると考えられるが、不利な調査結果となった当事者の心情への配慮等の観点から、開示方法を検討する必要がある。調査報告書の閲覧謄写による方法のほか、調停期日において家裁調査官あるいは調停委員会から口頭で説明する方法もある。

- 4 子は9歳から10歳を過ぎると現実認識が高まっていくと言われているが、一方では、8歳から12歳は自分を取り巻く状況を正確には把握していないとも言われている。

そのため、家裁調査官に対する調査命令の調査事項は、子が中学生であれば「子の意思の把握」となり、子が小学生であれば「子の監護状況」になることが多いと言われている。

- 5 家事事件手続法により、子の意思の把握、考慮は調停委員会の職務となったので、裁判官、家裁調査官及び書記官と連携の上、適時適切な子の意思の把握、考慮をお願いしたい。

第4問（家事）

婚姻費用分担調停事件や離婚調停事件で、婚姻費用や養育費等の金額の検討に当たり、支払義務者が長期間失業中のため無収入であったり、あるいは収入があるものの低収入であり義務者が提示する金額が極端に低額であるため、双方の話し合いがつかず調停の進行で苦慮することが多々ある。

次のような当事者が支払義務者の場合、算定表や賃金センサスを活用する際の留意すべき点を伺いたい。

- ① 東日本大震災で職を失い、失業保険給付を受けて生活していたが、いまだ復職も未定で無収入の場合
- ② 震災後仕事が見付かったものの、震災絡みの仕事で1年契約の期限付きのため、その先継続的に仕事ができるかどうか定まらない場合
- ③ 働く意欲はあるものの、（高年齢等で）なかなか仕事が見付からない場合

- ④ 転職の繰り返しで仕事が長続きせず、アルバイトの収入程度しかなく、年齢から判断しても賃金センサスより大幅に収入が下回っている場合（十分働けるのに労働意欲が少なく、趣味的に仕事をして低い収入に甘んじている人）
- ⑤ 求職中といいながら自分好みの職種を希望したり、高賃金を要求する余り、なかなか職に就けない場合

（仙台家庭裁判所）

（実情及び意見）

1 ①について

ある庁からは、無収入を前提に調停を進めることになるが、賃金センサスによる収入の算定を行うべきではないとの意見が述べられた。他の庁からは、被災者が支払義務者の場合は、とりわけ慎重に言葉を選んで実情を丁寧に聴取する必要があるとの意見が述べられた。

2 ②について

1年の雇用契約であっても、算定の基礎となる総収入に組み入れた上で、算定表を活用するのが相当である。

3 ③について

ある庁からは、年金等の収入もない場合には、無収入を前提に調停を進めることになるとの意見が述べられた。他の庁からは、婚姻費用や養育費の支払義務の意義を説明し、低額であっても一定額を支払うよう促すとともに、意に沿わない仕事でも、可及的速やかに職を探すよう説得するとの意見が述べられた。

4 ④、⑤について

ある庁からは、義務者に収入がない、あるいは収入が低いことに合理的な理由がない場合には、賃金センサスなどによって収入を擬制し、相当額を支払わせるのが公平に適うとの意見が述べられた。

（裁判官意見）

- 1 家事事件手続法の下における調停手続では、適正手続の保障（手続の透明性

の確保)及び法的分析・判断に基づく調停運営が求められている。婚姻費用分担、養育費を含む、家事事件手続法別表第二事件においては、調停が不成立となり審判手続へ移行した場合には、調停段階で当事者から提出された資料は、反対当事者へ原則開示となり、また、審判手続において当事者の審問を行う場合には、反対当事者の立会権が原則として認められることになる。調停手続において調停案を提示する場合には、調停が不成立となった場合には審判手続において法的判断が示されることを考えると、その法的判断からかけ離れた調停案では当事者の納得は得られない。

- 2 婚姻費用分担金や養育費の支払義務は生活保持義務であり、他の債務の支払よりも優先され、義務者が無職や支払困難という理由では免除されることは難しい。そのような場合、審判手続においては、かなりの割合で、賃金センサスに基づいて義務者の収入を算定した上で、算定表を用いて支払額を算定することになる。

調停手続においては、このような法的判断をベースにしながら、必要に応じて裁判官と評議の上、支払能力や支払意欲などを考慮して手続を進めていただきたい。

3 ①について

東日本大震災から1年半経過しても失業中という事情を相手方が納得するのは難しいと考えられるので、裁判官と評議の上、場合によっては、短時間労働者の性別・年齢別賃金センサスの活用を御検討いただきたい。

②について

1年の雇用契約であっても、現在の所得を基に支払額を算出するのが一般的である。

③について

短時間労働者の性別・年齢別賃金センサスを適用できない理由の有無を確認の上、適用できない理由がなければ、前記賃金センサスにより算出される収入

額をベースに調停手続を進めるのが相当である。

④について

義務者には現実にアルバイト収入があるので、その現実の収入額を基に支払額を算定することになるが、現実の収入を算定の基礎にすることが相当ではない合理的な理由がある場合には、賃金センサスを活用することも考えられる。

⑤について

稼動意欲はあると認められるので、賃金センサスを活用する例が多いと考えられる。